

令和元年度事業計画の実施について

～夢と希望のある知財立国の実現！～

重点政策

1. 弁理士の活動基盤の強化
2. 中小企業支援
3. 弁理士の国際業務支援
4. 地域知財の活性化
5. 日本弁理士会の組織改革
6. 事業の棚卸しのルール化

令和元年度は、平成の時代に整備されたインフラを生かし、令和の時代における「夢と希望のある知財立国の実現！」をスローガンに一年間活動を進めてまいりました。

第四次産業革命といわれる時代を迎えた今、AI、IoT、ビッグデータ活用等の技術の加速度的進歩によって、世の中が目に見える形で劇的に変化しています。多くのイノベーションが生まれ、まさに弁理士が活躍すべき時です。この時流に乗り、積極的に外に繰り出し、外部との“絆”を深めて弁理士のプレゼンスを高めるビッグチャンスが到来しています。この好機を逃すことなく、第四次産業革命のフロントランナーとして弁理士がその使命を果たすにあたり、夢と希望をもって取り組める環境を整備し、弁理士の活躍によって知財立国を実現するため、連携強化を図る「弁理士絆プロジェクト」を中心に、以下の施策を実施しました。

1. 弁理士の活動基盤の強化

(1) 業務の掘り起こし

— 連携強化を図る「弁理士絆プロジェクト」の企画と実行 —

ア：金融機関との絆

中小企業を支援するのに役立つ知財活用モデルを金融機関に提案し、経営資源としての知財の重要性を金融機関から中小企業へ説いてもらうことで、中小企業の知財取得意欲の増進を図るための活動をしました。具体的には、下記の活動を実施しました。

- ・ 7月に、全国の地銀・第二地銀・信用金庫・信用組合（506機関）を対象として、知財のニーズを調査すべく、アンケートを実施しました。アンケートでは、知的財産に関して取り組みたい活動内容を聞くと共に、当会の研修に興味があるかを聞きました。これに対して186の金融機関から、関心ありとの回答が寄せられました。
- ・ 関心ありと回答した金融機関にコンタクトをとると共に、10月からセミナーの提供を開始しました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今年度は2月までの活動となりましたが、計17の金融機関でセミナーを18回実施しました。セミナーの実施後に一定期間フォローアップ期間を設けており、今年度は合計で5件のフォローアップを行いました。

イ：他士業との絆

他士業と連携する機会を提供することを通じて、他士業からの紹介による業務獲得の機会及び他士業の力を借りることによるサービスの品質向上の機会を提供

することを目的として活動しました。具体的には、経営基盤強化委員会がマッチングセミナーを通して蓄積したノウハウを活用して、下記の士業交流会を実施しました。

- ・ 11月13日に東京都中小企業診断士協会の会員と当会会員との士業交流会（定員各25名）を開催しました。
- ・ 12月に第二東京弁護士会の会員と当会会員との士業交流会（定員各25名）を開催しました。

ウ：企業との絆

日本弁理士会が提供する企業支援のメニューを作成する際に役立つ情報(ニーズ)を効率的に収集するとともに、企業関連団体における知財活用マインドの向上を図るため、下記の活動を実施しました。

- ・ 関係団体連携促進WGにおいて、8月20日に日本知的財産協会（JIPA）と、9月27日に日本規格協会（JSA）との間で、それぞれ意見交換会を開催しました。
- ・ 中長期課題検討委員会において、業種や規模の異なる企業6社へのヒアリングを行い、弁理士に対するニーズを収集しました。

エ：アカデミア等との絆

オープンイノベーション支援の一環として、技術等マッチングの場を提供することを目指して、下記の活動を実施しました。

- ・ アカデミアWGにおいて、7月30日及び12月5日に科学技術振興機構（JST）を訪問し、「新技術説明会」等での連携可能性について、意見交換を行いました。
- ・ JSTと大学関係者を招致して産学連携の実態を知るためのセミナーを2月6日に開催しました。
- ・ このほか、知財プレゼンス向上委員会が「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の改訂について、後述の意見交換を行いました。

オ：弁理士同士の絆

企業弁理士をはじめとする事務所外弁理士と事務所弁理士との連携を強化して、Win-Winの関係を構築できる仲間意識を醸成すると共に、企業及び社会における知的財産のプレゼンス向上のための方策を検討しました。

- ・ 新設した「知財プレゼンス向上委員会」では、大学、公的研究機関、企業、特許事務所の弁理士が共同して知財のプレゼンスを向上させる施策の検討を行いました。具体的には、①知財教育関連施策、②金融・保険関連施策、③マッチング関連

施策の3つのテーマで計17の施策を立案し、8月22日に会長並びに担当副会長に対して全施策について発表をしました。

- ・ 改訂作業が行われている「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成29年文部科学省・経済産業省）について、経済産業省及び文部科学省の担当者を委員会に招聘し、当会からの施策の発表と当該ガイドラインについての意見交換を計4回にわたり行いました。
- ・ 経営基盤強化委員会では、中小事務所同士の連携・共同化を図るためのマッチングセミナーを計4回（大阪1回、東京2回、名古屋1回）開催しました。

（2）事務所インフラの効率化

ア：間接業務の標準化

弁理士業務標準を一步進めた営業支援ツールを提案することを目指し、下記の検討を行いました。

- ・ 経営基盤強化委員会にて、会員の業務効率化に資するようなアプリケーションソフトウェア（例えば、見積作成アプリ）の開発を検討しました。その結果、アプリそのものを開発することは可能であるものの、特許事務所に導入済みの特許管理システム等とのデータ連携も図る必要があるため、開発を進めることは慎重に検討すべきとの結論に至りました。
- ・ RPA（Robotic Process Automation）ツールについても、ツールを提供する企業にヒアリング行いました。その結果、業務フローの標準化や特許管理システムへの取り込み項目の標準化が進んだ場合には、導入の効果があると見込まれるものの、導入にあたっては更なる検証が必要であるとの結論に至りました。

イ：間接業務のシェアリング

日本弁理士協同組合との連携も図りながら、特許事務所の事務管理部門にかかるコストを削減することによる経営効率の改善を支援するために、下記の検討を行いました。

- ・ 経営基盤強化委員会から、特許事務サービスを提供する企業にヒアリングに行きました。また、会員向けの事務センターを設立する構想や派遣社員のシェアリング等についても検討を行い、日本弁理士協同組合とも協議しました。その結果、事務センター実現のハードルは高く、既存の民間の知財業務シェアリングサービスを利用するのがよいという結論に至りました。

ウ：現地代理人情報の共有

外国（特に新興国への）出願に際しての海外現地代理人選定に資する代理人情報を収集して会員へ提供することを目指して活動しました。

- ・ 具体的には、国際活動センターにて作成した質問票に基づき回答が得られた現地代理人の情報をまとめました。収集した情報は、会員のみを対象として電子フォーラムで3月30日に公開しました。

2. 中小企業支援の方策を提案

(1) 知財経営コンサル事業 ～ 弁理士知財キャラバン Ver. 2 ～

弁理士知財キャラバンで得られた知見を活かし、日本弁理士会が中小企業に提供することができる新たな弁理士派遣サービスとして、下記の特定キャラバン（弁理士知財キャラバン Ver. 2）を実施しました。

- ・ 特定キャラバンは、優良と考えられる企業を集中的にサポートする制度であり、派遣回数は従前の2倍の6回です。支援員の人選、派遣要望に対する支援チームの編成を行った上で、特定キャラバン事業を2件実施しました。2社とも第1回目は訪問済み、2回目以降は来年度実施予定です。
- ・ また、特定キャラバンの派遣体制を整備すべく、総合的知的財産支援規則施行細則（内規第111号）の一部改正を行いました。
- ・ 弁理士知財キャラバン Ver. 2を開始したのに伴い、支援員になるための要件を見直し、支援員に相当する資格を「JPAA 知財経営コンサルタント」に名称変更しました。なお、「JPAA 知財経営コンサルタント」については、今後、弁理士ナビでの検索の際の絞り込みキーワードにすることや、日本弁理士会ホームページへの掲載等を検討しています。
- ・ 知財コンサルについては、トライアルコンサルを1社に対し1件実施しました（計6回訪問）。ここで得られた知見を2月10日の集合研修の場で報告することで、会員還元を行いました。

(2) 共同研究開発付随業務（技術移転等）の支援

- ・ 中小企業等が関与する共同研究開発に付随する契約等に弁理士が関与できるように、絆プロジェクトアカデミアWGにて研修メニューを検討し、研修所にて会員向け研修の開催を検討しました。その成果の一つとして、JSTと大学関係者を招致して、上述の産学連携の実態を知るためのセミナーを2月6日に開催しました。

(3) 補助金コンサル業務の支援

知的財産権の取得・維持にかかる費用の補助を目的とする補助金等の情報をタイ

ムリーに会員に提供できる仕組みの検討、保険の普及により中小企業の係争に取り組む意欲を高めて訴訟や相談業務の増加を図るため、市販の国内知財訴訟費用保険が補助金の対象になるよう企図することを目指して活動を行いました。具体的には、絆プロジェクトアカデミア WG にて、WG メンバーが経験した補助金コンサル業務の事例や既存の補助金情報提供サイトについて研究を行いました。その結果を踏まえ、次年度はアカデミア WG の後継 WG にて、外部との連携を進める予定です。

3. 弁理士の国際業務を支援

(1) 会員への国際関係情報の提供

ア：会員交流の場としての「サロン」の設置

弁理士会館 1 階を改修し、会員や外国代理人が待ち時間等に立ち寄って交流することができる、サロンのようなスペースの設置を目指しました。

- ・ 具体的には、第 1 回臨時総会にて承認された改修案に沿って弁理士会館 1 階を改修しました。「知的財産相談室」との共用になる「会員用ブース」の部屋数を増やすと共に、窓際のカウンター席とレイアウト変更が可能な談話席を新設した「JPA A ラウンジ」を 3 月 13 日にオープンしました。

イ：英文ライティングの基礎研修

- ・ 現行のグローバル人材育成研修とは別に、特に英文によるコレポンの実務能力を向上させるための研修を企画し、3 月に開催予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により開催中止になりました。

ウ：英文契約書の作成研修

- ・ 共同研究契約、共同開発契約、権利譲渡契約、物質移転契約等に係る契約書の作成方法について、研修を企画しました。
- ・ 本年度は、日本ライセンス協会 (LES) に、LES が開催する「英文ライセンス契約書の作成」を会員が受講することを依頼し、認めてもらいました。会員の受講者数は、東京 8 名、名古屋 1 名、大阪 3 名の計 12 名でした。

(2) 日本弁理士会の対外的プレゼンスを高める活動

ア：英文ホームページの充実

- ・ 英文 HP を充実させるために、国際活動センターの日本情報発信部が内容について精査し、広報センターと協力しながらコンテンツを見直し、HP のデザインを作成しました。改修を行った英文 HP を、3 月 23 日に公開しました。

イ：国際会議へのブース出展の支援

多くの国際会議にブースを出展し、調査及び活動のアピールをしている欧州特許庁のように、日本弁理士会自身がブースを出展し、あるいは複数の事務所が共同でブースを出すこと等を支援し、国際的なビジネスチャンスの拡大を試みました。具体的には、下記の活動を行いました。

- ・ 9月2日～3日に北京で開催される予定であった中国特許年会（CIPAC）への出展を予定していましたが、開催地が杭州に変更されたことから、費用対効果を勘案し、ブース出展を見送りました。
- ・ 9月24日～26日にワシントンDC（米国）で開催されたIPO（Intellectual Property Owners Association）の第47回年次総会に、昨年度に引き続きブースを出展しました。また、セミナーも行ったところ好評でした。今年度は特許庁と隣り合わせとなるブースを確保し、協力を図りやすくしました。

ウ：アジアツアーの企画

特になじみの浅いアジアの国々に対する営業活動の機会を提供するため、大勢の会員に同行していただいて現地事務所や現地企業を訪問する「アジアツアー」を企画し、下記の活動を行いました。

- ・ 9月1日～4日にわたって、会長、プロジェクトグループ員（11名、担当副会長、執行理事、事務局を含む）及び一般参加者16名の計28名で北京を中心に回る第1回アジアツアーを実施しました。現地事務所及びジェトロ北京の訪問、現地代理人6名を講師とするセミナー及び日本弁理士会からのセミナーの後、中華商標協会の会長、ジェトロ北京の知財担当及び在北京日本大使館経済部の一等書記官、及び北京市内の35事務所からの参加者を交えてのレセプションを行いました。
- ・ また、北京中級人民法院の見学及び裁判官との意見交換、意匠の無効審判の傍聴、北京インターネット裁判所の見学及び裁判官との意見交換を行いました。一般参加者からは大変満足したという評価がなされ、在北京日本大使館経済部の一等書記官からも、来年度も継続をという意見が述べられました。

4. 地域知財の活性化を支援

（1）本会と地域会の役割分担の明確化

本会と地域会の担当役割を明確化し、本会と地域会との事業（特に、国際活動、研修、広報に係る事業）の重複を回避するとともに、地域会における事業を本会が

効果的に支援できるように、現状の問題点を抽出しました。

- ・ 具体的には、5月30日の地域会会長会議において各地方会の会長から意見を出してもらい、議論しました。
- ・ 11月8日に地域会サミットを開催し、本会執行役員、各地域会の正副会長、各センターとの意見交換を行いました。
- ・ 2020年2月21日に宮古島市と日本弁理士会が知財協定を締結し、石垣島市に続き、九州地域での知財活性化を推進することになりました。

(2) 巡回特許庁との連携

昨年度知財広め隊により行われた巡回特許庁とのコラボセミナーを継続し、これまでに蓄積したノウハウを活用すべく、下記の活動を行いました。

- ・ 具体的には、全国10か所（開催日順に、旭川市、山形市、名古屋市、大阪市、燕三条地域、長崎市、岡山市、松山市、石垣市、うるま市）で開催された巡回特許庁のセミナーにおいて、主に初心者向けのセミナーを実施しました。

(3) 地域会との連携強化

地域会活動の機動力強化のためには本会と地域会との連携強化を図る必要があるため、相互に意思疎通を図る機会を増やしました。具体的には、下記の活動を行いました。

- ・ 会長及び担当副会長が各地方会の役員会等に出席し、意見を交換しました。関東会を除く各地方会で開催される巡回特許庁にも各担当副会長に出席してもらい、地域の会員との意見交換を図りました。
- ・ 10月25日の臨時総会にて九州会事務所の移転を承認し、12月1日から移転先で活動を開始しました。

5. 日本弁理士会の組織改革を推進

(1) 会長室の機能強化

年度単位にとらわれず日本弁理士会が喫緊に解決すべき課題を抽出し、次年度（必要に応じて当年度）の政策にその課題に対する対応策を入れることができるよう取り組みました。

- ・ 具体的には、課題調査WGにおいて、昨年度の執行役員会にて承認された答申書等と、本年度の諮問等との対応関係を精査しました。また、地域会及び附属機関の主たる事業について、その実施結果が予算要求書に記載された評価方法に基づき評価されているか否かを精査しました。

(2) 複数年任期の高度専門人材の登用

財務担当副会長を随時補佐するため、日本弁理士会の財務政策等について専門的な知識をもって検討できる人材を財務改善専門員として登用し、会長室に配置することを目指すこと、また、広報担当副会長を長期的に補佐するため、日本弁理士会の広報政策について専門的な知識をもって検討できる人材を広報専門員として登用することの是非を検討しました。

- ・ 広報センターに「広報専門員との連携の在り方についての検討」という審議委嘱を出し、広報センターでの検討結果が報告書として提出されました。
- ・ 財務委員会で財務改善専門員の登用について審議委嘱として検討し、中長期的に財務政策の観点から役員を毎年、予算と執行でサポートする人材が必要との報告書が提出されました。

(3) 中長期課題への対応

日本弁理士会が中長期的な戦略に沿って活動できるようにするため、各機関に、担当分野における中長期的な課題を提案するよう求めました。

- ・ ほぼすべての附属機関及び委員会に対して「中長期的に取り組むべき課題について」と題する審議委嘱を出し、その報告書を会長室において取りまとめました。また中長期課題検討委員会において、これらの中長期課題への対応の優先順位を付けて、役員会に提出しました。
- ・ さらに、弁理士個人を含めた弁理士制度の将来展望に関して広く意見を集めるための会員アンケートを実施し、会長室で集計した結果を役員会に提出しました。

6. 事業の棚卸しのルール化を検討

日本弁理士会が実行する各事業について目的の設定を徹底するために、下記を実施しました。

- ・ 総合政策企画運営委員会に「事業の棚卸ルールについて総合的な観点での検討」という諮問を出し、財務以外の観点での棚卸ルールを検討した結果が報告書として提出されました。
- ・ 財務委員会では、「事業の棚卸のルール化に伴う財務的観点での検討」を審議委嘱で検討し、11月に中間報告を行い、更に最終報告書を提出しました。なお、財務的観点での検討は行いましたが、具体的ルール化までは至っていないため、総合政策企画運営委員会の報告書と併せて引き続き検討する必要があります。

7. その他

(1) 弁理士制度 120 周年記念事業の企画・実行

- ・ 令和元年7月1日(月)に、寛仁親王妃信子殿下御臨席のもと、「弁理士制度120周年記念式典・祝賀会」をホテルニューオータニ東京「鶴の間」で開催しました。当日の参加者は、536名(招待者134名(国会議員含む)、会員367名(役員・会長室28名含む)、同伴者35名)でした。

(2) 東京オリンピック及びパラリンピックへの対応

- ・ 弁理士制度120周年記念式典の開始前に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会と日本の未来」と題し、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会事務総長の武藤敏郎氏による記念講演会を開催しました。
- ・ また、東京オリンピック2020及びパラリンピックの開催にあたり、オリンピック・パラリンピックの知的財産に関わる事項の調査及び研究を行うとともに、日本弁理士会における対外的窓口を担い、併せて東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への必要な協力を行うためのWGを設置しました。

(3) 知財普及活動の強化及び弁理士知名度の向上

平成30年度から実施している短中期的な広報戦略の策定に基づく広報活動を継続しました。

- ・ 本年度は、著名人(古坂大魔王さんと大原優乃さん)を使った動画(ミュージックビデオ)を作成し、その動画をキーコンテンツとして、(弁理士を知らない)20代~30代のビジネスパーソンをメインターゲットとした広報戦略事業を展開しています。9月26日に、古坂大魔王さんと大原優乃さんをゲストとしたマスコミ向けの動画発表会を開催しました。会長もゲストとして登壇しました。9月26日以降、日本弁理士会のHP(特設サイト)で動画が公開され、20代~30代のビジネスパーソンに対してWEB広告が配信されました。SNSでの拡散により(これまで弁理士を知らなかった20代~30代のビジネスパーソンに対して)弁理士の認知度向上を図りました。
- ・ 平成29年度に策定した、ビジネスパーソンにおける弁理士名称認知度の10%アップを目指すという短中期的な広報戦略に基づいて広報活動を実施しました。広報戦略のPhase1で設定した単年度で1~3%アップという目標に対して、昨年度は初年度比で3.1%アップであったところ、本年度は初年度比で2.5%アップという結果が確認されました。
- ・ 上述の古坂大魔王によるミュージックビデオ「BENRI-C」の動画再生回数

が 113 万回を超え、WEB 広告のインプレッション数や動画視聴数が重要業績評価指標（KPI（Key Performance Indicator））を達成していること、他の士業と比べて認知度が上昇傾向にあること、広告換算値ベースでは前年度比 9000 万円アップ（2019 年広告換算値：2 億 6000 万円）していること、動画配信のコメントでも弁理士に好印象な評価が見受けられること等から、一定の成果が得られたことが確認できました。

- ・ Phase 2 で設定した職業認知率の向上については、前年度比で 0.4%アップ、初年度比で 1.1%アップという成果が得られました。この点でも、上述の動画の内容が弁理士の職業内容を伝える意味で有意義であることを確認できました。

（４）弁理士法その他の法改正への対応

次期弁理士法改正に向けた検討を継続するために、下記の活動を実施しました。

- ・ 次期弁理士法改正に向けて、「農林水産知財」「一人法人制度」「法人名称（弁理士法人）」に関する立法事実の論点を整理・検討しました。本年度第 2 回臨時総会において「次期弁理士法改正の方向性」に関する議案を上程し、承認されました。
- ・ 本年度の 6 月、10 月、2 月に農林水産知財の研修会を開催しました。7 月、9 月、10 月、11 月には地理的表示（GI）の研修会を開催しました。
- ・ 中央知的財産研究所では、「超スマート社会に適合する知的財産保護の制度のあり方」「日本商標法の未来のための方策検討」「知的財産と経済＝知的財産競争とイノベーション」のテーマで研究しており、今後の研究成果を踏まえて必要な提言を行う予定です。

（５）弁理士法に基づく事務・事業への取組

- ・ 弁理士制度の円滑な施行及び適切な会務運営の実現を図るため、弁理士登録に関する事務や実務修習等の研修事業を始め、弁理士法に基づいて日本弁理士会が実施する事務・事業にも継続して取り組みました。

（６）新型コロナウイルス感染症の対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応するための機関として、災害対策本部を 2 月に立ち上げました。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、緊急措置として、年度末に当会が開催する集会（研修、セミナー、懇親会等）を必要不可欠なものを除き中止しました。会員の皆様方の多大な協力のもと、一人の感染者も出さず今年度の

会務運営を行うことができました。

以上